

大阪市条例第5号

大阪市防災・減災条例の一部を改正する条例

大阪市防災・減災条例（平成26年大阪市条例第139号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）をこれに対応する改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものを加える。

改正後	改正前
<p>（本市の基本的責務）</p> <p>第4条 [略]</p> <p>[2・3 略]</p> <p>4 本市は、防災・減災対策の実施に当たっては、<u>法第8条第2項第17号</u>に規定する要配慮者（以下「要配慮者」という。）に対して必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</p> <p>（建築物等の耐震性等の確保）</p> <p>第16条 [略]</p> <p>[2 略]</p> <p><u>3 本市は、地震による火災を予防するため、感震ブレーカー（一定以上の大きさの地震動を感知した場合に自動的に電気回路を電源から遮断する機能を有する装置をいう。）の普及を促進するための措置を講ずるよう努めなければならない。</u></p> <p><u>4～6</u> [略]</p> <p>（避難に関する情報の提供等）</p> <p>第19条 [略]</p> <p>[2 略]</p>	<p>（本市の基本的責務）</p> <p>第4条 [同左]</p> <p>[2・3 同左]</p> <p>4 本市は、防災・減災対策の実施に当たっては、<u>法第8条第2項第15号</u>に規定する要配慮者（以下「要配慮者」という。）に対して必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</p> <p>（建築物等の耐震性等の確保）</p> <p>第16条 [同左]</p> <p>[2 同左]</p> <p>[新設]</p> <p><u>3～5</u> [同左]</p> <p>（避難に関する情報の提供等）</p> <p>第19条 [同左]</p> <p>[2 同左]</p>

3 市長は、法第60条第1項の規定に基づき、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、必要と認める市民等及び事業者に対し、避難のための立退きを指示することができる。

[4～6 略]

(津波等による浸水からの避難対策)

第20条 [略]

2 津波等浸水想定区域（水防法（昭和24年法律第193号）第14条第1項若しくは第2項の規定により指定された洪水浸水想定区域、同法第14条の2第1項若しくは第2項の規定により指定された雨水出水浸水想定区域若しくは同法第14条の3第1項の規定により指定された高潮浸水想定区域又は津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）第8条第1項の規定により設定された津波があった場合に想定される浸水の区域をいう。以下同じ。）及びその周辺に事業所その他の施設を所有し、又は管理する事業者は、法第60条第1項の規定による指示に基づき従業員等の避難が円滑かつ迅速に行われるよう、あらかじめ、安全が確保できる場所の確保に努めなければならない。

[3 略]

4 地下街等（地下街その他地下に設けられ

3 市長は、法第60条第1項の規定に基づき、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、必要と認める市民等及び事業者に対し、避難のための立退きを勧告し、及び急を要すると認めるときは、これらの者に対し、避難のための立退きを指示することができる。

[4～6 同左]

(津波等による浸水からの避難対策)

第20条 [同左]

2 津波等浸水想定区域（水防法（昭和24年法律第193号）第14条第1項の規定により指定された浸水想定区域又は津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）第8条第1項の規定により設定された津波があった場合に想定される浸水の区域をいう。以下同じ。）及びその周辺に事業所その他の施設を所有し、又は管理する事業者は、法第60条第1項の規定による勧告又は指示に基づき従業員等の避難が円滑かつ迅速に行われるよう、あらかじめ、安全が確保できる場所の確保に努めなければならない。

[3 同左]

4 地下街等（地下街その他地下に設けられ

た不特定かつ多数の者が利用する施設（地下に建設が予定されている施設又は地下に建設中の施設であって、不特定かつ多数の者が利用すると見込まれるものを含む。）をいう。以下同じ。）を所有し、又は管理する事業者は、避難訓練その他当該地下街等の利用者及び従業員の津波、豪雨による浸水又は高潮の発生時における円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置に関する計画（以下「避難確保計画」という。）を作成し、その計画に基づき必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

た不特定かつ多数の者が利用する施設をいう。以下同じ。）を所有し、又は管理する事業者は、避難訓練その他当該地下街等の利用者及び従業員の津波及び豪雨による浸水の発生時における円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置に関する計画（以下「避難確保計画」という。）を作成し、その計画に基づき必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

備考 表中の[]の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。